

交通費助成金のご案内

【ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）をご利用の方】

対象者

葛飾区のベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）を利用している保護者

対象経費

ベビーシッター（サポーター）が対象者の児童を保育するため、居宅まで通うために要する交通費として、対象者が支払った額。

※送迎のみ、病児保育、保育所等への送迎、家事サービス等の利用を伴って発生した交通費は助成の対象外です。

対象期間

葛飾区でアカウント発行の申請を受付けた日から利用約款第 11 条（利用の終了）に記載する事由による失効日まで。

助成額・助成方法

月額 20,000 円上限で、申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

提出書類

- ① 葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【交通費】
- ② 事業者が発行した領収書の写し（利用日及び交通費の支払いがわかるもの。領収書で利用日及び交通費が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）
- ③ 支払金口座の通帳の写し

申請期限等（令和 7 年度）

対象月	最終締切り	通知・振込時期	提出先
令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月 分まで	令和 8 年 4 月 10 日（金） 必着	5 月中旬頃決定通知 5 月下旬～6 月上旬 振込	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター 利用支援事業担当 ※郵送またはご持参ください。

※既に利用が終了している場合は、締切りに関わらず速やかに提出してください。

※領収書の発行事情等により締切りに間に合わない場合は、事前に子育て応援係にご相談ください。

注意事項

- ・申請書は葛飾区ホームページ
[トップページ](#)＞子育て・教育＞子育て＞保育＞ベビーシッター利用支援事業＞添付ファイル
からダウンロード又は葛飾区役所（401 子育て支援窓口）で受け取ってください。
- ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。
- ・領収書で交通費の支払いが明記されていない場合は、対象経費に含まれません。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 葛飾区 子育て応援課
子育て応援係ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03（5654）6357（直通）又は
03（3695）1111 内線 2542・2543